

- 63 の地点 62 の地点から 340 度 48 分 13 秒 1.50 メートルの地点
 64 の地点 63 の地点から 250 度 51 分 30 秒 4.59 メートルの地点
 65 の地点 64 の地点から 160 度 48 分 31 秒 1.70 メートルの地点
 66 の地点 65 の地点から 250 度 49 分 05 秒 8.61 メートルの地点
 67 の地点 66 の地点から 340 度 48 分 31 秒 1.70 メートルの地点
 68 の地点 67 の地点から 250 度 47 分 08 秒 1.00 メートルの地点
 69 の地点 68 の地点から 160 度 48 分 43 秒 2.09 メートルの地点
 70 の地点 69 の地点から 160 度 16 分 08 秒 3.89 メートルの地点
 71 の地点 70 の地点から 162 度 32 分 46 秒 14.46 メートルの地点
 72 の地点 71 の地点から 70 度 08 分 22 秒 5.00 メートルの地点
 73 の地点 72 の地点から 72 度 32 分 06 秒 18.01 メートルの地点
- (3) 面積
 1 工区 1,389.34m²
 2 工区 534.21m²
 合計 1,923.55m²
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
 熊本県宇土郡三角町戸馳字西野崎 2546 の 3、2546 の 1、2545 の 3、2542 の 3、2542 の 1 並びに字北野崎 7017 の 2 及び 7017 の 3 の地先公有水面
- (2) 区域
 次の各地点を順次に結んだ線及び O の地点と A の地点を結んだ線により囲まれた区域
- A の地点 基点から 335 度 40 分 47 秒 206.92 メートルの地点
 B の地点 A の地点から 26 度 11 分 56 秒 25.25 メートルの地点
 C の地点 B の地点から 306 度 13 分 49 秒 72.79 メートルの地点
 D の地点 C の地点から 274 度 35 分 51 秒 58.70 メートルの地点
 E の地点 D の地点から 254 度 56 分 60 秒 130.14 メートルの地点
 F の地点 E の地点から 250 度 49 分 00 秒 57.79 メートルの地点
 G の地点 F の地点から 160 度 49 分 02 秒 60.57 メートルの地点
 H の地点 G の地点から 72 度 31 分 60 秒 19.63 メートルの地点
 I の地点 H の地点から 162 度 32 分 04 秒 18.53 メートルの地点
 J の地点 I の地点から 72 度 32 分 03 秒 55.85 メートルの地点
 K の地点 J の地点から 346 度 16 分 18 秒 21.39 メートルの地点
 L の地点 K の地点から 75 度 15 分 51 秒 98.72 メートルの地点
 M の地点 L の地点から 93 度 58 分 19 秒 39.35 メートルの地点
 N の地点 M の地点から 182 度 56 分 06 秒 14.51 メートルの地点
 O の地点 N の地点から 116 度 11 分 59 秒 23.21 メートルの地点
- 5 埋立地の用途
 海岸保全施設用地、港湾関連用地

熊本県告示第 1232 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 16 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	村井 重愛	平成 16 年 12 月 17 日	医療法人愛生会中央町温石病院 下益城郡美里町中小路 835 番地
外科	尾崎 邦博	平成 16 年 12 月 17 日	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町室 955
外科	宇藤 純一	平成 16 年 12 月 17 日	医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院 阿蘇郡阿蘇町内牧 1153-1
眼科	外山 千都	平成 16 年 12 月 17 日	くさむら眼科 阿蘇郡高森町高森 1589-5
内科	高森 浩	平成 16 年 12 月 17 日	医療法人回生会堤病院 人吉市下林町 232
外科	島本 正人	平成 16 年 12 月 17 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地
外科	細瀧喜代志	平成 16 年 12 月 17 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地

熊本県告示第1233号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成16年12月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所 在 地	担当すべき医療の種類	指定年月日
はままち薬局	上益城郡矢部町浜町202番地3	調剤	平成16年12月17日
くるみ薬局	球磨郡あさぎり町上北181番地	調剤	平成16年12月17日
エビス薬局日置店	八代市日置町150-2	調剤	平成16年12月17日
デイ薬局	本渡市亀場町食場852-3	調剤	平成16年12月17日

熊本県告示第1234号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項及び第8項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成14年熊本県告示第1004号）を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

（1）本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

（2）本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

（3）このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

（4）漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

（5）また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

（6）第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。

（7）海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条の協定制をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成17年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成17年1月から同年12月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ、まさば及びごまさば】